

意見聴き取り調査票

(総合設備協会)

1 総合評価方式(評価項目・配点・評価基準)について

(1) 新たなダンピング対策として、平成 30 年度から、総合評価方式の評価項目に「品質確保等の確実性(7点)」を設け運用しているところですが、御意見等があればお聞かせください。

- ・今後仕事が少なくなり、さらに今以上に競争の激化が予想されるので、低入札調査基準価格以上で応札した者への7点の加点はダンピング対策として、とても有効な手段であると思います。今後も継続して実施されることを望みます。

(2) 平成 30 年度から、総合評価方式の評価項目を従来よりも具体的に示すこととし、また記載様式についても簡素化を図ったところですが、御意見等があればお聞かせください。

- ・「地域密着型」が新設されましたが、その対象業種が一般土木及び舗装工事に限定されている様ですが、管工事・電気工事にも広げて頂きたい。
- ・「企業の地域社会に対する貢献度」の配点が見直されましたが、「入札参加者の所在地」について、以前は土木事務所管内と建設事務所管内が同一配点でしたが、見直しにより中位点が設けられ、配点に差がついてしまいました。
地元企業に重きを置いた今回の改正は、全体的には評価されますが、今まで、同じいわき市内の企業として工事やメンテナンスに携わってまいりましたが、今回の改正により評価点に開きが出てしまって苦慮しているところがあります。
- ・標準型と簡易型の技術審査書を2枚のみに統一した事は、簡素化され手続きも従来よりスムーズに行われると思います。評価項目は大項目だったものが中項目までと、より細かく明示されているため、現場は勿論のこと、周辺環境の詳細な把握など重要であると感じました。

2 下請契約等における県内業者の活用について

総合評価方式において県内業者と下請契約（一次）する場合や資材購入先が県内業者の場合加点評価し、また、県発注工事の受注者に対して下請契約をする場合は極力県内業者を選定するよう土木工事の共通仕様書に規定し、県内業者の活用について取り組んでいるところですが、民民契約である下請契約において、県内業者の下請活用を一層進めるための効果的な施策について、御意見等があればお聞かせください。

また、協会としての方針についても併せてお聞かせください。

- 県内業者の活用をより一層進める施策としては、現在の評価の加点が80%以上県内業者による施工で1.5点なので、例えばこれを倍の3点にし、50%以上の施工で2点、それ以外は0点とするなどとすれば、現状よりも差別化が図れるので有効だと思います。

3 その他

その他、県の入札制度について御意見等があればお聞かせください。

- 工事の種類、規模、金額によって指名競争の復活をお願いしたい。
- 入札制度や総合評価方式が改正される場合、いつ変わったのかが分かりにくいのが現状です。大幅に改正される場合には、説明会を開催して頂くなど、周知を図って頂ければと思います。